

## 求職者支援制度の概要

雇用保険を受給できない者が、10万円/月の生活支援の給付金(職業訓練受講手当)を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップ(⇒見直し点※1)を目指す制度です。

※1 スキルアップについては、現行においても2023(令和5)年3月31日までの特例措置として対象とされていましたが、今般の見直しに当たって、訓練対象者の拡大として追加されたものです。

<求職者支援制度の対象者=「特定求職者」>

### ● 給付金※2を受けて訓練を受講する者

離職者	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用保険の適用がなかった離職者</li><li>フリーランス・自営業を廃業した者</li><li>雇用保険の受給が終了した者 など</li></ul>
在職者	<ul style="list-style-type: none"><li>一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す者 など</li></ul>

### ● 給付金を受けずに訓練を受講する者(無料の訓練のみ受講する者)

離職者	<ul style="list-style-type: none"><li>親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者(親と同居している学卒未就職の者) など</li></ul>
在職者	<ul style="list-style-type: none"><li>働いていて一定の収入のある者(フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す者) など</li></ul>

※2 「職業訓練受講給付金」=職業訓練受講手当(10万円/月)+通所手当(上限42,500円/月)+寄宿手当(10,700円/月)

<訓練受講の要件>

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

## <給付金の支給要件>

2023(令和5)年4月1日以後に開始する訓練を受講する場合の要件は下記の通りとなります。

- 本人収入が8万円以下/月
- 世帯全体の収入が30万円以下/月→見直し点
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- 訓練実施日すべてに出席すること。ただし、やむを得ない理由(本人の病気やけが、天災等、求人者の面接を受けるなど)により欠席し、当該理由を証明できる場合(育児・介護を行う者や求職者支援訓練の基礎コースを受講する者といった配慮を必要とする「特定求職者」については当該理由を証明できない場合を含める→見直し点)であっても、8割以上(前述したやむを得ない理由による欠席日数、同じく前述した配慮を必要とする「特定求職者」については、やむを得ない理由による欠席日数とやむを得ない理由以外の理由※3による欠席日数とを合計した欠席日数が訓練の実施日数の2割までであること)出席していること。

※3 やむを得ない理由以外の理由により欠席した日がある「支給単位期間(原則として、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切られた個々の期間のこと)」については、日割り計算により「職業訓練受講給付金」を算定することになります。

- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいないこと
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていないこと
- 過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていないこと

## <2023(令和5)年3月31日までの特例措置について>

求職者支援制度及び特例措置の概要	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、<u>月10万円の生活支援の給付金</u>を受給しながら、<u>無料の職業訓練</u>を受講し、<u>再就職、転職、スキルアップ</u>を目指す制度</li><li>● 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、<u>離職して収入がない者を主な対象</u>としているが、<u>収入が一定額以下の場合、<u>在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講</u>できる</u></li><li>● 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、<u>無料の職業訓練を受講</u>できる</li></ul>	
○ コロナ禍で講じている特例措置(令和5年3月末までの時限措置)	
給付金の本人収入要件	月8万円以下 → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> → <u>期限到来をもって廃止</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくなる
給付金の世帯収入要件	月25万円以下 → <u>月40万円以下</u> → <u>期限到来をもって廃止</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくなる
給付金の出席要件	病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>期限到来をもって廃止</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくなる ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	再就職や転職を目指す者 → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> → <u>訓練対象者として追加</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転職などを旨とする非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間: 2か月から6か月 → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間: 月100時間以上 → <u>月60時間以上</u> } → <u>2024(令和6)年3月31日まで期限延長</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する
※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用	

上記図表(第192回厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会で配布された参考資料2(求職者支援制度について)の中から抜粋引用したもの)に弊職が注釈した通り、2023(令和5)年3月31日までの特例措置については一部期限到来をもって廃止されるものがあるものの、2024(令和6)年3月31日まで期限延長されるものなど新たな措置が施されています。

なお、最後の「訓練基準」は「短期間・短時間特例」と言われるもので、在職中の求職者や育児・介護中である者、健康上の事情を抱える者、自身に不足するスキルを学び取得し早期の再就職に繋げようとする者などそれら離職者の訓練受講を容易にするためのものです。

一方、「訓練対象者」は、図表に記載のある通り、既に在職中の非正規雇用労働者が直ちに転職することなく自身の職務能力の向上を目指し、将来的に正規雇用につながるよう主体的なスキルアップを促すためものです。なお、この場合の既に在職中の非正規雇用労働者は雇用保険の被保険者ではないことが前提となります。

#### <求職者支援制度の見直し内容について>

既に記載した見直し点に加えて、下記についても見直しがなされています。

● 「職業訓練受講給付金」のうち「通所手当」については本来、「職業訓練受講手当」の支給がなされる「特定求職者」にのみ支給されていたものですが、それを「職業訓練受講手当」の支給対象にならない者でも、一定額以下の収入がある下記の者については新たに「通所手当」のみが支給されることになりました。

- ・ 本人の収入が12万円/月以下
- ・ 世帯の収入が34万円/月以下

求職者支援制度の見直し内容	
1	<b>職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和</b> ・ 配偶者や親と同居している者の訓練受講を容易にするため、現行の世帯収入の要件(月25万円以下)を「月30万円以下」に引き上げる。
2	<b>職業訓練受講給付金の出席要件の緩和</b> ・ 訓練受講に配慮が必要な者(就労経験が少ない者や育児・介護中の者)の受講促進を図るため、これらの者に限り、欠席の理由を証明できない場合であっても、訓練実施日の2割までは欠席を認める。
3	<b>通所手当の支給対象の拡大</b> ・ 職業訓練受講手当(月10万円)の支給対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者(※)について、訓練受講を容易にするため、新たに通所手当のみを支給する。 (※) 本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下 (注) 職業訓練受講給付金=職業訓練受講手当(月10万円)+通所手当+寄宿手当
4	<b>訓練対象者の拡大</b> ・ 職業能力の向上を希望する非正規雇用労働者の主体的なスキルアップを促進するため、「働きながらスキルアップを目指す者」についても訓練対象者に追加する。
5	<b>訓練基準の要件緩和</b> ・ 在職中の求職者、育児・介護や健康上の事情を抱える者の他、自身に不足する必要なスキルを学び早期の再就職を希望する離職者の訓練受講を容易にするため、短い期間や時間の訓練コースの設定を可能とする。 【訓練期間】2か月~6か月→2週間~6か月、【訓練時間】月100時間以上→月60時間以上

5

※ 第192回厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会で配布された資料3-2(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要)の中から抜粋引用したもの